

志賀町関係人口拡大事業業務委託 仕様書

1 事業名

志賀町関係人口拡大事業業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

3 背景・目的

本事業は、令和6年能登半島地震の被災地である本町において、震災ボランティアや学生による一時的な支援を、地域との継続的な交流や地域課題の解決に参画する「関係人口」へと転換させることで、新たな人の流れと地域の担い手を確保し、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を目指すものである。具体的には、復旧後の誘客促進を見据え、支援活動を通じて生まれた町への関心と熱量を、「コト消費」につながる魅力的な体験や宿泊・消費といった地域経済の好循環へとつなげる。さらに、若者による SNS 等の情報発信を活用して自走型の集客モデルを確立し、持続可能な能登地域の新しい観光復興モデルを創出するため、専門的な知見と豊富な実績を有する優れた事業者を選定し、業務委託を行うものである。

4 業務内容

本事業は、「昼・夜・帰路」の三位一体の動線設計に基づき、3つの施策を一体的に展開する。

町内の学生交流拠点施設「富来学舎」に Wi-Fi・ICT 環境を整備し、ボランティア活動と並行した長期滞在を可能にする。第二に、海・山の宿において震災語り部講話や田舎体験ワークショップを実施し、滞在の充実を図る。第三に、地域特産品のリブランディングと新パッケージ開発により、若者の SNS 発信を通じた自走型の購買・集客モデルを構築する。

これら3施策の連動により、ボランティアの熱量を宿泊・消費へとつなげ、地域経済の循環を実現する。

(1) 拠点の活用による長期滞在モデル構築

短い活動時間ですぐに帰ってしまうボランティアや学生に対し、復興支援活動や個人作業（ワーケーション）を無理なく両立できる環境を整え、日帰りの短期滞在から長期滞在への構造転換を図るモデルの構築を行う。

ア 学生交流拠点施設である「富来学舎」をキャンペーンとして開放し、試験的に Wi-Fi を利用できるようする。

イ 利用者に対し、現状分析や意見交換を実施する。

(2) 宿を活用した体験プログラム造成

震災から復興して営業を再開・継続している多様な「海の宿・山の宿」を単なる宿泊

場所としてではなく、地域文化や震災のリアルに深く触れる「ディープな体験の場」として活用を図る。

志賀町観光協会や7つの地域づくり団体と連携し、それぞれの宿の立地や強みを活かした独自の田舎体験ワークショップを企画・運営する。また、夜間には「語り部ガイド」による震災と復興の歩みを聞く復興講話プログラムを実施し、夕方から夜、早朝までの滞在内容の充実を図る。

(3)学生による地域資源発掘・共創ワークショップの開催

- ア 石川県内及び県外首都圏の学生を対象とした滞在モニターツアーを開催する。
- イ 学生たちとの地域課題の整理、地域資源の発掘を行う。
- ウ 学生視点によるアイデア創出をまとめる。

(4)特産品のリブランディングの検討及び実施

- ア 地元の特産品の中身そのものを変えるのではなく、若者の感性や視点を取り入れ、SNSでストーリー性を重視した見せ方に転換を図る。
- イ 紙媒体の宣伝からSNSを中心としたデジタル宣伝方法へ切り替えを図る。
- ウ 秋に設立予定の志賀町ファンクラブ（仮）とPR連携を図る。

(5)プロモーション素材制作

学生のリアルな体験等をコンテンツ化し、今後の各種取り組みに活用するため、モニターツアー撮影のほか、学生、地域住民へのインタビュー、写真撮影及びSNS活用素材制作を行う。

(6)スケジュール（予定であり参考とする）

事業実施スケジュール(案)

事業項目	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
関係者調整							← 関係者会議 →																							
拠点の活用による長期滞在モデル構築							← 関係者調整 →						← 事業実施 →																	
宿を活用した体験プログラム造成							← 関係者調整 →						← 事業実施 →																	
学生による地域資源発掘・共創ワークショップ							← 関係者調整 →						← 事業実施 →																	
特産品のリブランディング										← 事業実施 →																				
プロモーション素材制作							← 事業実施 →						← 事業実施 →																	

5 契約について

- (1) 契約期間：契約締結の日から令和8年12月28日まで
- (2) 本業務は受託者と町が直接契約を締結する

6 履行期間

契約の日から令和8年12月28日まで

7 成果物

- (1) 実施計画補 電子データ一式
- (2) 実施報告書 電子データ一式
- (3) 各業務議事録 電子データ一式
- (4) 各種PR素材 電子データ一式
- (5) その他、町の求めに応じて随時報告を行うこと

8 その他

- (1) 受託者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行すること
- (2) 観光庁による補助事業であり、計画内容や仕様について変更となる場合がある。その際は柔軟な変更について対応すること
- (3) 本仕様書は、本運行業務を遂行する上で最低限必要なものであり、受託者の専門的な立場から将来の技術革新を見据え、効果的な提案がある場合は、積極的な提案を行うこと
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者双方で協議の上、決定すること
- (5) 事業終了後、報告書の内容について観光庁から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査院による会計実地検査の際には適宜対応・協力すること。